



平成29年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成29年11月15日(水) 18:00

石狩市役所3階 庁議室

会議次第

1. 開 会

2. 報 告

平成28年度審議会の振り返り

3. 議 題

(1) 平成28年度市民参加手続の実施運用状況について

(2) 市民参加制度の改善方策について

4. その他

5. 閉 会

◆委員名簿◆

役職	氏名	選任区分	肩書
会長	林 一元	学識経験者	元北海道自動車短期大学教授
副会長	酒井 一誠	団体推薦	石狩商工会議所青年部
委員	小林 恵子	団体推薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩
委員	大城 花子	一般公募	
委員	工藤 義昭	一般公募	
委員	田中 裕紀子	一般公募	
委員	田畑 博	一般公募	
委員	松坂 由	一般公募	
委員	森本 栄樹	市職員	総務部行政管理課長
事務局	小鷹 雅晴	企画経済部長	
事務局	本間 孝之	企画経済部	企画課長
事務局	水野 智之	企画経済部	企画課 主幹
事務局	橋本 麻里子	企画経済部	企画課 主任

◆審議の主なポイント◆

- 市民参加手続の実施運用状況の評価
- 市民参加制度の改善方策について

◆スケジュール◆

回数	日程	議題
平成29年度 第1回目	平成29年11月15日(水)	(1) 平成28年度市民参加手続の実施運用状況 について (2) 市民参加制度の改善方策について（継続審議） ①市民参加制度の推進について ②市民参加制度調査審議会のあり方について
平成29年度 第2回目	平成30年2月頃	(1) 答申案について

2. 報 告

平成28年度審議会の振り返り

(1) 平成27年度市民参加手続の実施運用状況について

- ・概ね適正に実施されていたと評価する。
- ・「墓地に関する市民アンケート調査」では、40%という高い回収率であったことから、意見聴取の方法としては有効であった。
- ・「学校の整備に係る検討のための意見交換会」では、参加人数は178人と多かった。理由として、保護者説明会は学校を通して、また地域説明会は回覧板や広報紙で周知を行ったことが要因と考えられるため、対象に合わせた周知方法は有効であった。

(2) 市民参加制度の改善方策について

<市民参加制度の周知方法について>

- ・あい・ボードの設置数を増やしてはいかがか。
- ・市民参加制度について、町内会行事やフェスタなどイベントの際に、市職員が柔らかい雰囲気でも分かりやすく周知したり、チラシを配ったりして、積極的にPRしてはいかがか。
- ・多くの市民の目に触れるのは広報紙であるため、市民参加制度の特集を組んだり、折り込みチラシを活用してはいかがか。
- ・他市町村や市民を含めた形のフォーラムなどを開催し、マスコミ取材（お金がかからない）を通して市民参加制度のPRを試みてはいかがか。
- ・テレビや回覧板を活用してはいかがか。
- ・広報紙は見やすい工夫をしてほしい。

<意見を出しやすくする工夫について>

- ・「ほぼらーと」にパブリックコメントの資料を置いてはいかがか。
- ・メール配信サービスについて、広報紙やチラシなどにQRコードを載せて周知し登録者数を増やすための工夫をしてはいかがか。
- ・防犯メールは興味がある人が多く、学校の協力を得ながら連動して一緒に若い保護者にPRしてみてもはいかがか。
- ・カフェ形式のような気軽な雰囲気の中で情報を伝え、相手からも声を聞くような会話の機会を考えてはいかがか。
- ・市民の意見が反映されていることをPRすると、次も意見を言ってみようという動きに繋がるのではないか。
- ・パブリックコメントの意見を直接ホームページに打ち込めるようにしてはいかがか。

3. 議 題

(1) 平成 28 年度市民参加手続の実施運用状況について

- 資料 1 平成 28 年度市民参加手続の実施状況
- 資料 2 平成 28 年度審議会等の開催状況
- 資料 3 平成 28 年度パブリックコメント手続等の実施状況
- 資料 4 平成 28 年度手続実施の公表を行わなかった案件

(2) 市民参加制度の改善方策について

① 市民参加制度の推進について

② 市民参加制度調査審議会のあり方について

(条例第 29 条) 委員 15 人以内

第 5 次：学識経験者 2 人、団体推薦者 5 人、公募 6 人、市職員 2 人 計 15 人

第 6 次：学識経験者 1 人、団体推薦者 5 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 12 人

第 7 次：学識経験者 1 人、団体推薦者 2 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 9 人

第 8 次：学識経験者 1 人、団体推薦者 2 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 9 人

(参 考) 第 7 次答申より抜粋

2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

(1) 市民参加制度調査審議会のあり方について

市民の声を活かす条例において、本審議会の委員は、学識経験者、団体推薦者、一般公募、市職員の 15 人以内で組織すると定められています。現在の第 7 次審議会では、第 6 次審議会の答申を受け、条件付きで 9 人に減員して審議を進めてきました。

この 2 年間、市民参加手続の実施運用状況の評価及び行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項についての審議を重ね、15 人から 9 人に減員した状態でも本審議会の役割を果たすことができたと考えられますので、引き続き現在の委員構成と人数を維持していくことが適当と考えます。

なお、条例の定数そのものを減員するには、引き続き第 6 次答申で付された減員にあたっての条件の内容を十分に勘案し、さらなる検証を要すると考えます。

4. その他